

厚木都市計画土地地区画整理事業の変更(厚木市決定)

都市計画厚木市酒井土地地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		厚木市酒井土地地区画整理事業		
面 積		約 27.6ha		
公共施設の配置	道 路	種別	名称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・12号酒井長谷線	
		幹線街路	3・4・20号酒井下津古久線	
	土地利用計画を考慮し、幅員4.5～9.5mの区画道路を適正に配置する。			
	公園及び緑地	公園については、施行地区の面積の3%（約8,300㎡）以上を確保し、土地利用計画、誘致距離を考慮し、適切な規模の街区公園を配置する。		
	その他の公共施設	<p>雨水排水については、公共下水道（雨水）幹線を通り、並木川、笠張川を経て、金目川水系渋田川に放流する。なお、本地区の雨水流出抑制施設として、土地利用計画と排水流域を考慮し、適切な規模の調整池を整備する。</p> <p>汚水については、公共下水道（汚水）幹線、流域下水道幹線を経て、相模川流域下水道右岸処理場で処理する。</p>		
	宅地の整備	<p>広域交通の結節点に相応しい拠点の形成を図るため、適切な規模の産業系施設用地（産業・業務施設用地）を適宜配置する。</p> <p>また、住宅用地については、地区北側に隣接する既存集落との連担性を考慮し、既存住宅を適切に集約する。</p>		

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり